

ID: 192

担当部署: ふるさと整備課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町都市公園条例 第9条第1項（第20条において準用する場合を含む。）		
<b>例 規 番 号</b>	昭和59年 条例第11号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (使用料)                      第九条 法第六条第一項又は第三項の占用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。                      2 前項の使用料の額及び徴収方法については、聖籠町道路占用料等徴収条例(昭和三十八年条例第九号)の規定を準用する。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日